



国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。また、若年層(20歳代)の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内(例えば、平成23年4月分は平成33年4月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成23年度中に追納する場合の額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成13年度の月分	15,350円	—	—	—
平成14年度の月分	14,760円	—	7,380円	—
平成15年度の月分	14,540円	—	7,270円	—
平成16年度の月分	14,340円	—	7,170円	—
平成17年度の月分	14,380円	—	7,190円	—
平成18年度の月分	14,440円	10,830円	7,220円	3,610円
平成19年度の月分	14,470円	10,840円	7,230円	3,610円
平成20年度の月分	14,580円	10,940円	7,290円	3,640円
平成21年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円
平成22年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円

※平成21・22年度はまだ加算が付きません。

▼問い合わせ先＝●宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4222
●保険課 高齢者年金係 ☎569129

特定健診・がん検診はもう受けましたか？

今年度の集団健診は、11月24・25・26・27日で終了となります。集団健診を希望される方でまだ健診がお済みでない場合は、健康課までお申し込みください。

個別健診を希望される方は、12月末までとなりますので、町内の医療機関に直接お申し込みください。

また、乳がん、子宮がん、大腸がん検診に関して、国の定めた対象年齢の方に無料クーポン券を発送しておりますので、まだ使用されていない場合はぜひ受診してください。

歯周疾患健診も12月末までとなりますので、対象年齢に該当する方でまだお済みでない場合は、町内の医療機関へ直接お申し込みください。

健診を受診する際は、受診券、健康保険証、クーポン券対象者はクーポン券を忘れずに持参してください。

年に1回の健康診査を受け、健康管理に役立てましょう。

▼問い合わせ先

健康課 成人健康係

☎569133

皆さんのご意見等を町政に反映させませんか？

パブリックコメント（町民意見等の募集）を実施します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を付けて公表します。なお、個々のご意見等に対して直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

「上三川町安全で安心なまちづくり条例」素案

町・町民・事業者等が主体的に協力して、犯罪・事故等の発生を未然に防止し、本町を町民が安全で安心に暮らすことのできるまちとすることを目的として、「上三川町安全で安心なまちづくり条例」素案を作成しましたので、この素案を公表し、広く町民の皆さんからのご意見等を募集します。

- ▼公表する資料名＝「上三川町安全で安心なまちづくり条例」素案
- ▼資料の閲覧期間＝11月10日（木）～12月9日（金）午後5時まで
- ▼資料の閲覧方法＝町のホームページに掲載するほか、役場総務課窓口（土・日・祝日を除く）、中央公民館窓口（休館日を除く）でご覧になれます。
- ▼意見等の提出期間＝平成23年11月10日（木）～12月9日（金）

【午後5時必着】

- ▼意見等を提出できる方＝町内に居住・通勤・通学する方、町内で事業活動を行う個人・団体・法人、その他本条例の利害関係者
 - ▼意見等の提出方法＝意見提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。
- ※なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けできません。

- ▼問い合わせ先＝総務課 交通防災係 ☎9115



「上三川町一般廃棄物処理基本計画」素案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、町は区域内の一般廃棄物の処理に関して、長期的な視点に立った基本方針となる「上三川町一般廃棄物処理基本計画」素案を作成しましたので、この素案を公表し広く町民の皆さんからの意見を募集します。

- ▼公表する資料名＝「上三川町一般廃棄物処理基本計画」素案
- ▼資料の閲覧期間＝11月28日（月）～12月27日（火）午後5時まで
- ▼資料の閲覧方法＝町のホームページに掲載するほか、住民生活課窓口（土・日・祝日を除く）、中央公民館窓口（休館日を除く）でご覧になれます。
- ▼意見等の提出期間＝11月28日（月）～12月27日（火）

【午後5時必着】

- ▼意見等の提出できる方＝町内に居住・勤務・通学する方、町内で事業活動を行う個人・団体・法人、その他本計画の利害関係者
 - ▼意見等の提出方法＝意見等提出にかかる詳細は、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。
- ※なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けできません。

- ▼問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係 ☎9131

